

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第6章 通關	第6章 通關
第1節 一般輸出通關	第1節 一般輸出通關
(仕入書の提出を要しない場合等の取扱い)	(仕入書の提出を要しない場合等の取扱い)
68 - 1 - 1 法第68条第1項((輸出申告又は輸入申告に際しての仕入書の提出))ただし書の規定により、輸出申告に際して仕入書を提出することができない事由があると認められる場合その他仕入書を提出する必要がない場合の取扱いについては、次による。	68 - 1 - 1 法第68条第1項((輸出申告又は輸入申告に際しての仕入書の提出))ただし書の規定により、輸出申告に際して仕入書を提出することができない事由があると認められる場合その他仕入書を提出する必要がない場合の取扱いについては、次による。
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 令第60条第3項第3号((仕入書の提出を必要としない場合))に規定する「その他の事情」とは、貨物の価格及び取引形態等、当該輸出申告に係る総合的な事情をいい、「取締上支障がない」とは、法第67条に規定する検査の決定に支障がない等、関税関係法令の執行に支障がない場合をいい、具体的には、次に掲げる条件を全て満たす場合とする。	(2) 令第60条第3項第3号((仕入書の提出を必要としない場合))に規定する「その他の事情」とは、貨物の価格及び取引形態等、当該輸出申告に係る総合的な事情をいい、「取締上支障がない」とは、法第67条に規定する検査の決定に支障がない等、関税関係法令の執行に支障がない場合をいい、具体的には、次に掲げる条件を全て満たす場合とする。
イ イラン、イラク及び北朝鮮以外を仕向地とする輸出申告である場合	イ イラン、イラク、朝鮮(大韓民国政府の支配する地域を除く。)及びリビア以外を仕向地とする輸出申告である場合
口 (省略)	口 (同左)
第2節 特殊輸出通關	第2節 特殊輸出通關
(マニフェスト等による輸出申告)	(マニフェスト等による輸出申告)
67 - 2 - 5 航空貨物混載業者が扱う貨物で、次に掲げる全ての条件に該当する貨物については、後記67 - 2 - 6に定めるところにより、輸出申告を行うことができるものとする。	67 - 2 - 5 航空貨物混載業者が扱う貨物で、次に掲げる全ての条件に該当する貨物については、後記67 - 2 - 6に定めるところにより、輸出申告を行うことができるものとする。
(1)~(3) (省略)	(1)~(3) (同左)
(4) イラン、イラク又は北朝鮮を仕向地としないもの	(4) イラン、イラク、朝鮮(大韓民国政府の支配する地域を除く。)又はリビアを仕向地としないもの